

平成27年11月19日

(仮称) 杉並区障害福祉システム構築業務公募型プロポーザル
質問と回答

no	質問項目	質問内容	回答
1	(仮称) 杉並区障害福祉システム提案依頼書 P2 1.4.2ホストコンピュータとの連携	ホストとの連携で介護保険給付情報(自己負担額等)と記載されていますが、介護保険の認定情報については連携対象外となりますでしょうか。	介護保険の認定情報(認定日、要介護度)は連携対象です。
2	(仮称) 杉並区障害福祉システム提案依頼書 P2 1.4.2ホストコンピュータとの連携	ホストとの連携で介護保険給付情報(自己負担額等)と記載されていますが、給付情報については自立支援給付の高額算出のための連携でしょうか。給付情報について連携対象となる項目の開示をお願いいたします。	介護保険給付情報連携の目的は、高額障害福祉サービス等給付費算出と、介護保険併給者の障害福祉サービス支給決定の際の画面参照です。連携対象となる項目は、介護認定日、要介護度、被保険者負担額、負担額対象年月です。
3	(仮称) 杉並区障害福祉システム提案依頼書 P3 1.5事業規模	番号制度対応改修費について、システム構築費に含まれてない部分のc. 番号制度対応改修費	契約時(28年2月)には、プログラム結合テスト、総合テスト分、団体内連携テスト、総合運用テスト作業分についても本体システムの構築業務と併せて契約をします。RFP1.5

		(プログラム結合テスト、総合テスト分、団体内連携テスト、総合運用テスト分)は、平成28年度に5.1.1の「障害福祉システム構築業務委託」とは別に契約をする認識でよろしいでしょうか。	での説明のとおり、システム本体構築費と番号制度改修費(システム設計、プログラム開発、単体テスト分)については、上限額が設定され、それを超える場合は受託候補者とはしません。 プログラム結合テスト、総合テスト、団体内連携テスト、総合運用テスト分に上限額はありませんが、見積金額は算出していただき、評価の対象になります。
4	(仮称)杉並区障害福祉システム提案依頼書 P3	国から提示された番号制度の団体内連携テストおよび総合運用テストでは、本契約の構築期間と重なっております。本構築での番号制度の団体内連携テストおよび総合運用テストの貴区の想定するスケジュールや実施方針についてご教授願います。	区では、国の示す期間中にテストを完了することが実施方針となりますが、実機を使用するテストについては、平成29年1月の機器導入以降を行うことを想定しています。
5	(仮称)杉並区障害福祉システム提案依頼書 P3	番号制度において障害福祉システムは下位ベンダのシステムとなりますが、下位ベンダにて個人番号を連携する認識でしょうか。	住登外以外は、団体内統合宛名システムから障害福祉システムに個人番号を連携します。個人番号の連携は、全区民ではなく、システム登録者(対象者本人、負担額判定等に関係する世帯構成員)のみ行います。
6	(仮称)杉並区障害福祉システム提案依頼書 P3	番号制度対応改修費に関連する質問です。番号法施行後は、障害福祉の特定個人情報にかかる	住登外情報は、障害福祉システムから団体内統合宛名システムに連携する、もしくは、一旦、団体内統合宛名システムに当該住登外者情報を登録した後、団体内統合宛名シ

		住登外情報も貴区の団体内統合宛名システムで管理する必要があると想定されますが、住登外情報はマイナンバーも含め障害福祉システムで入力し、その情報を貴区の団体内統合宛名システムに送信する想定としてよろしいでしょうか。	テムから障害福祉システムに連携することを想定しています。団体内統合宛名システムの全容が不明なため、受託者決定以降に打ち合わせをさせていただきます。
7	(仮称) 杉並区障害福祉システム提案依頼書 P3	番号制度対応改修費に関連する質問です。窓口で提示を受けた個人番号（マイナンバー）をキーとして個人検索を行い、本人特定を行うための画面照会機能は、貴区の団体内統合宛名システムの機能として提供される想定ですか。或いは、障害福祉システム側で機能を有する必要がありますでしょうか。	障害福祉システムで個人番号を検索する機能を有する必要があります。ただ、初回申請時は、障害福祉システムに個人番号は未連携ですので、団体内統合宛名システムまたは区基幹住民基本情報システムで本人特定を行います。
8	(仮称) 杉並区障害福祉システム提案依頼書 P5 2.3.3 システム機器の設置及びセットアップ作業	区が別に調達した機器については、クローズドネットワーク用PC83台の認識でよろしいでしょうか。	クローズドネットワーク用PC83台、及びRFP2.4.3③のプリンタになります。帳票類はRFP2.4.3③のプリンタで出力します。

9	(仮称) 杉並区障害福祉システム提案依頼書 P7 2.5.4 ①サーバ	物理サーバは2台程度とありますが、実機は2台程度とし、仮想環境(Hyper-V等)で2台以上の環境を稼働させることは可能でしょうか。	機器の構成については、サーバーラックの空きユニットや電源、LAN線の数など物理的な制限はありますが、システムの手法については特に制限はありません。
10	(仮称) 杉並区障害福祉システム提案依頼書 P9 2.5.7 ③セキュリティパッチの適用について	MSのセキュリティパッチは区管理のWSUSからの自動アップデートとなるのでしょうか。もしくは、受託者側で必要資源を持ち込み、適用する形となるのでしょうか。	MSのセキュリティパッチは受託者が必要資源を持ち込み、適用する形となります。
11	(仮称) 杉並区障害福祉システム提案依頼 P11 3.1.1 調達に関する基本 要求事項	出先機関(支所別)のクライアントの台数についてご教授ください。	(業務を所管する出先機関) 杉並福祉事務所荻窪事務所 4台 杉並福祉事務所高円寺事務所 4台 杉並福祉事務所高井戸事務所 3台 保健サービス課管理係 7台 保健サービス課高井戸保健センター 7台 保健サービス課高円寺保健センター 7台 保健サービス課上井草保健センター 6台 保健サービス課和泉保健センター 6台 (参照使用する出先機関) 障害者施策課児童発達相談係 3台 障害者施策課こども発達センター 2台 障害者生活支援課地域生活支援係 4台

			保健予防課 1台
12	(仮称)杉並区障害福祉システム提案依頼書 P11 3.2.2既存システムとの連携	③データフォーマットにつきまして 基幹システムからの連携データはバイナリ形式としますが、Windows上で認識するにはコード変換（F*TRAN等）が必要になる認識で宜しいでしょうか。	基幹システムでは、JIPS(E)の文字コードのままバイナリ形式でデータ転送しますので、受託者でコード変換をする必要があります。
13	(仮称)杉並区障害福祉システム提案依頼書 P12 3.2.3文字コード	②文字連携（文字変換）につきまして 「基幹システムで使用している文字の提供は紙で行う」とありますが、これは外字の提供という認識で宜しいでしょうか。 紙媒体での提供が外字という認識で良い場合、外字の更新頻度はどの程度を想定しておりますでしょうか。また、更新頻度、更新時の既存外字修正有無につきましてご教授頂けますでしょうか。	ユーザー外字領域の約2,500文字については、Windows外字のTTE形式で提供はできます。 ただし、区ではシステム外字の約4,000文字とシステム領域に外字を約1,500文字作成しており、この5,500文字については著作権等の関係で基本的に紙のみの提供になります。 外字の更新頻度は毎月、追加文字数は1回につき数文字を予定していますが未登録文字が発生しない場合、更新作業はありません。 既存外字の字形修正は基本的には行いませんが、過去に数回修正したことがありますので対応が出来るような手法を提案してください。

		うか。	
14	(仮称) 杉並区障害福祉システム提案依頼書 P12 3.2.3 文字コード	「②文字連携（文字変換）」の項で、JIS78文字をクライアントで表示するには、JIS78準拠のフォント製品をクライアントPC（83台）にも導入する必要がありますが、そのためのフォント製品は今回の調達に含める必要がありますか。或いは貴区として別途ボリュームライセンス等を既に取得されており調達は不要でしょうか。	各クライアントにJIS78準拠のフォント製品を含めた形で提案してください。 また、区では追加ライセンスなどは保有していませんので各システムで調達してください。
15	(仮称) 杉並区障害福祉システム提案依頼書 P12 3.2.3 文字コード	「②文字連携（文字変換）」の項で、『基幹システムで使用している文字の提供は紙で行うものとします。データでの提供はできません』とされています。これは外字に使用する字形のことと思われませんが、データ（外字フォント形式）でのご提供を頂けない理由をご教示下さい。紙でのご提供ですと字形登録を	ユーザー外字領域の約2,500文字については、Windows外字のTTE形式で提供はできます。 ただし、区ではシステム外字の約4,000文字とシステム領域に外字を約1,500文字作成しており、この5,500文字については著作権等の関係で基本的に紙のみの提供になります。文字の環境は受託者作業になり、また今後も定期的に文字の追加作業が発生します。

		<p>手作業で行うこととなり、再現品質の低下が見込まれます。また、手作業の場合は貴区職員様作業となるか業者作業となるかご教授お願いします。合わせて、文字数もご教授ください。</p>	
16	<p>(仮称) 杉並区障害福祉システム提案依頼書 P13 3.3.1 テスト</p>	<p>システムテスト、運用テストで貴区のPCを借りる事は可能でしょうか。</p>	<p>区のPCをお貸しすることは可能です。ただ、RFPでのクライアント環境について、Windows8を指定していますが、現行、区のPCはWindows7を使用しており、Windows8の新PCの設置予定は平成29年1月となります。それより早い時期に必要であれば調整案件となります。</p>
17	<p>(仮称) 杉並区障害福祉システム提案依頼書 P14 3.3.2.1 データ移行作業</p>	<p>「総合テスト」の文言がありますが、3.3.1のシステムテストに該当するのでしょうか。</p>	<p>お見込のとおりです。</p>
18	<p>(仮称) 杉並区障害福祉システム提案依頼書 P14 3.3.2.2 現行システムからのデータ移行</p>	<p>「現行システムからのデータ取り出しは、現行システムを運用している事業者と区で、別途委託契約を締結します」とありますが、その契約に現行システム受託事業者様からテーブルレイアウト/テーブル関連図/コード設計を納品することを含むもの</p>	<p>移行元からのデータ抽出は、現行システムのレイアウトで行います。データレイアウト・コード表の提供を受けます。</p>

		と認識しておりますが、よろしいでしょうか。	
19	(仮称) 杉並区障害福祉システム提案依頼書 P14 3.3.2.2 現行システムからのデータ移行	「データの内容やデータ移行手順の設計について、現行システム受託事業者の協力が必要な場合は、受託者の負担において滞りなく実施」とありますが、直接契約することはありませんので、杉並区様にて現行システム受託事業者様とご調整いただけないでしょうか。	区が打ち合わせの設定を行いますが、手法等の技術的な話し合いは、新旧事業者間で行っていただきます。
20	(仮称) 杉並区障害福祉システム提案依頼書 P14 3.3.2.2 現行システムからのデータ移行	データファイル形式は、csv または tif とありますが、「tif」は画像データのことでしょうか。また、何のデータの移行に用いるものかをご教示下さい。	tifは画像データです。障害福祉サービスの医師意見書、「特記事項・概況調査表」等の区分認定審査会資料のデータ移行に用います。
21	(仮称) 杉並区障害福祉システム提案依頼書 P15 3.3.4 導入時操作研修	操作研修にあたり貴区のPCを借りる事は可能でしょうか。	可能です。
22	(仮称) 杉並区障害福祉システム提案依頼書 P15	「機器保守は原則土曜日、日曜日及び祝日を除いた午前8時30	運用保守についても、RFP3.4.2①と同じ時間でのサポートとなります。ただ、RFP3.4.2②にありますように、個別対

	3.4.2機器保守	分から午後5時15分の間、サポートが必要です」とありますが、SEの運用保守サポートにおいても、機器保守と同じ時間でのサポートでよろしいでしょうか。	応をお願いする場合があります。
23	(仮称) 杉並区障害福祉システム提案依頼書 P16 3.4.3 ④退避データの作成	災害時用のバックアップ作業は受託者にて実施と記載がありますが、バックアップ用の媒体、筐体、ミドルウェア等は区側にて用意する形でよろしいでしょうか。	バックアップは各サーバーの受託者が個別に行っています。 区では用意しませんので、受託者が媒体や筐体、ソフトウェアを調達して実施してください。
24	(仮称) 杉並区障害福祉システム提案依頼書 P17 3.4.4 制度改正	「制度改正時のシステム設定変更（SE作業を必要とするもの）は原則として運用保守内で対応する」と記載がありますが、パッケージ改修費については別途御見積で宜しいでしょうか。	運用保守内で対応する、制度改正時のシステム設定変更とは、例えば、障害福祉サービスの特定障害者特別給付費に係る食費等の基準費用額が、58,000円から53,500円に改正されたときに、正しくシステムで日額が算出されるよう基準費用額の設定を変更すること等を想定しています。 大規模な改修については、別途見積になる場合も想定しています。
25	【別紙2】機能要件一覧 障害者総合支援 障害児通所支援 No. 79, 80, 81	一覧で出力する項目について、ご教授願います。	入力している全項目について、個人にひもづけして必要に応じて取り出せることを想定しています。

26	【別紙2】機能要件一覧 障害者総合支援法 障害 児通所支援 No. 95	「国保連を介さない、事業所から区への給付費の請求を想定し、明細書情報が手入力をできる機能を有していること」とありますが、国保連合会で請求情報を集約（統計で）していると考えており、国保連合会に送る必要があるかと思えます。国保連合会にはどのような手段で送るのか、ご教示ください。	手入力をした明細の、国保連への統計情報の修正は、システムに依らず行います（別にシステムでバッチ処理をして国保連へ送付する等はしない）ので、考慮しなくて結構です。
27	【別紙2】機能要件一覧 更生医療 No. 10	自動で取得と言うのは、どこから取得することを指しているのでしょうか。 既存システムとの連携には、「介護保険」までしか入っていませんので、念のため確認いたしました。	困惑させて申し訳ありません。RFP本文では国民健康保険情報は連携の対象とはしていません。 「自動で取得」というのは、区基幹システムからの取得で、「もし、仮に連携をさせた場合であれば」というように考えてください。 「○」記載ですが、標準機能である（パッケージとして連携を受ける”口”はある）のであれば「標準」、カスタマイズして実現可能であれば、「カスタマイズ」（見積額には含めないでください）、何か提案できる方法があれば「代替案」、システム上技術的に不可能であれば「不可」にしてください。
28	【別紙2】機能要件一覧	総合支援法の台帳情報・入力内	具体的な帳票および入力内容・出力項目については、別紙1

	補装具費支給 No. 25	容・帳票出力要件の詳細をご教 授願います。	をご参照ください。 帳票は、随時出力・個票です。
29	【別紙2】機能要件一覧 身体障害者手帳 No. 31	本様式については、平成20年以 降は使用されていない福祉行政 報告例の調査票ですが、今回の 提案に必要なはございますでしょ うか。	必要ありません。 この項目については、評価の対象とはしないこととします。 「○」の記載はしないでください。
30	【別紙2】機能要件一覧 精神通院医療 No. 8, 9	「世帯・医療費情報として、医 療費助成制度（都単、国保93等、 国保93については、自動付番で 管理できること）、日時（收受 日、速達日、証交付日、国保93 の国保年金課依頼日、受給者証 や日認定通知の送付日等）」と ありますが、精神通知医療費の 事業として管理するものなの か、または、別事業として管理 でき、精神通院医療費から参照 できればよいのか、ご教示くだ さい。	精神通院医療費事業として管理するものです。
31	【別紙2】機能要件一覧 精神通院医療	※税情報や国保世帯情報、生保 情報は、区のホストコンピュー	困惑させて申し訳ありません。RFP本文では国民健康保険情 報、年金情報、生保情報は連携の対象とはしていません。

	No. 14	<p>タから随時取得できること。 と記載ありますが、国保世帯、生保情報について、既存システムとの連携に含まれておりませんが、必要でしょうか。</p>	<p>「自動で取得」というのは、区基幹システムからの取得で、「もし、仮に連携をさせた場合であれば」というように考えてください。 「○」記載ですが、標準機能である（パッケージとして連携を受ける”口”はある）のであれば「標準」、カスタマイズして実現可能であれば、「カスタマイズ」（見積額には含めないでください）、何か提案できる方法があれば「代替案」、システム上技術的に不可能であれば「不可」にしてください。</p>
32	【別紙2】機能要件一覧 精神通院医療 No. 35	<p>受給者証イメージの帳票出力要件の詳細をご教授願います。</p>	<p>受給者証に記載のある氏名、住所、有効期間等を、一覧表ではなく、できるだけ既存の受給者証のレイアウトに沿った個票を出力できるイメージです。</p>
33	【別紙2】機能要件一覧 精神通院医療 No. 46	<p>当該事業は副本登録対象外との認識です。想定している機能詳細をご教授願います。</p>	<p>システム上個人番号を保持しているデータについて、個人番号を利用して検索できる機能です。</p>
34	【別紙2】機能要件一覧の 精神通院医療 No. 8 4)	<p>国保93について、自動付番とは何の番号を自動付番するのでしょうか。</p>	<p>年度ごとに、オートナンバーが付番されることを想定しています。 例：27年度処理 該当者A 新規申請 番号「1」 27年度処理 該当者B 新規申請 番号「2」 27年度処理 該当者A 医療機関変更 番号「3」 28年度処理 該当者A 更新申請 番号「1」</p>
35	【別紙2】機能要件一覧	<p>案内というのは、お知らせの通</p>	<p>通知書そのものをExcel形式で出力することを想定してい</p>

	<p>精神障害者保健福祉手帳 No. 23</p>	<p>知書を想定しておりますが、Excelで修正可能なファイル形式 (.xlsx等) で出力できることというのは、通知書そのものをExcelで出力するというのでしょうか。 それとも通知書とは別に、一覧形式で情報をExcelに出力することを指しているのでしょうか。</p>	<p>ます。 一覧形式も必要ですが、こちらはExcel形式ではなくて構いません。</p>
<p>36</p>	<p>【別紙2】機能要件一覧 精神障害者保健福祉手帳 No. 23, 24</p>	<p>通知書の帳票出力要件の詳細をご教授願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 23について 特定の条件（例えば有効期限終了の1か月前）で対象者を抽出し、対象者へ「更新のご案内」を出力し通知するものを想定しています。 「更新のご案内」は、名前、日付、更新のご案内文章、問い合わせ先が必須です。その「更新のご案内」のフォーマットを自由に設定でき、該当者の印刷画面から任意に出力できるものを想定しています。 ・ 24について 手帳の交付は、原則手渡しとしているため、手帳を保健センターへ受け取りに来ていただくための「お知らせ」を作成し、印刷しています。 「お知らせ」は、名前、日付、お知らせ文章、問い合わせ

			先が必須です。その「お知らせ」のフォーマットを自由に設定でき、該当者の印刷画面から任意に出力できるものを想定しています。
37	【別紙2】機能要件一覧 精神障害者保健福祉手帳 No. 25, 26, 27	一覧で出力する項目について、 ご教授願います。	処理番号（オートナンバー）、氏名、住所、生年月日、申請区分（新規、更新等）、書類区分（診断書または年金）、手帳番号、申請年月日、等級、決定結果、有効期間、手帳交付日、備考です。
38	【別紙3】出力帳票要求一覧 障害者総合支援 No.12, 13	基本情報票、相談対応記録票について、どのような帳票か確認をしたいので、サンプルレイアウトまたは、印字内容および印字例をご教示ください。	12については別紙2のとおりです。塗りつぶしの項目に入力データが反映するようにしてください。 13について様式は現段階ではありません。日時、経過、記録者、氏名等が入力できる書式を想定しております。
39	【別紙3】出力帳票要求一覧 身体障害者手帳 No. 10, 15	個表で出力する際の項目について、 ご教授願います。	具体的な帳票および入力内容・出力項目は、10については別紙3を、15については別紙4をご参照ください。 ※15について、出力帳票要求では「個票」としましたが、「一覧表」の誤りです。
40	【別紙3】出力帳票要求一覧 精神保健福祉手帳 No. 7	一覧で出力する項目について、 ご教授願います。	都に提出する申請書の件数や内訳等を記載した書類です。発信者（杉並保健所〇〇課長等）、文書記号、文書番号、件数、名称（精神障害者手帳申請書（新規）、精神障害者手帳申請書（更新）等）、送付日です。この書類は、都へ申請書を進達する際に、自立医療（精神通院）と精神手帳

			<p>の進達件数を合わせて記載するものです。 なお、他様式で都に送付している実績があるようでしたら、 そちらでも構いません。</p>
41	【別紙10】導入実績表	<p>「自治体の規模」と記載がありますが、顧客より開示頂けない情報や、弊社にて把握できていない情報については、「不明」と記載させて頂いて宜しいでしょうか。</p>	<p>「不明」と記載いただいて結構です。</p>

児童補装具費助成について

5年保存		収受(発議)番号年 月 日	第	号	
起案		非公開(全部) 非公開コード 22 25 永 久	所長	担当係長	担当員
決裁					
通知					

このことについて下記のとおり助成することに決定し、申請者あて通知する。

支給番号	第 号		
氏名		生年月日	
保護者氏名			
居住地方 書	杉並区		
補装具の名称			
処方または修理部位			
補装具業者の名称			
住 所			
住所方書			
電話番号			
補装具基準額			
区 分 (どちらかに○)	補装具費支給対象		補装具費支給対象外
助成額	円	補装具費公費負担額	円
備 考			

第2号様式(第7条関係)

様

杉並区長 山 田 宏

児童補装具費助成承認・不承認通知書

先に申請のありました児童補装具費助成について、下記のとおり通知します。

記

1 承認する

支給番号	第 号	支給決定日	
氏名		生年月日	
住所	杉並区		
保護者氏名		続柄	
補装具の名称		修理部位	
補装具業者	名称		
	所在地		
	電話		
基準額	見積額	助成額 (利用者負担額分)	公費負担額
月額負担上限額			

2 承認しない

不承認とした理由	
----------	--

基本情報票

作成日		聴取者	
聴取機関名			

フリガナ 氏名			性別		生年月日	() 歳
住所	杉並区	丁目	番	号		
日中連絡先				緊急時連絡先		

障害の状況

身体障害者手帳		障害の種別	①	②	③
愛の手帳		障害または 疾病名			
精神障害者保健福祉手帳		認定有効期間	~	児童短期次所区分	
障害支援区分		所得区分		障害基礎年金	
介護保険(要介護認定)					

生活の状況

就労・日中活動		→具体的に	
余暇・社会参加の状況			
居住形態	()		
生活歴 ※成育歴や 生活状況			

医療の状況 ※通院頻度等

主治医	医療機関名			担当医名	
	診療科目			病名・診断名	
通院状況 ※受診歴も					

介護の状況

(家族介護者)	氏名	性別	続柄	生年月日	年齢	同居 別居	介護対応 主・◎	主たる 生計者	就労状況	備考
										(職業、健康状態、支援状況)

支援関係者 ※本人と関わりのある機関名、担当者名、役割等

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

今回の主訴 ※今回申請をすることになった状況とその理由がわかるもの ※また、変更の場合は、変更状況も記載

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

調 査 依 頼 書

杉並第

号

福祉事務所長 殿

杉並福祉事務所長
(〇〇事務所) ← 管轄
福祉事務所

実態調査の結果、下記の者は _____ 貴管内に転出

転出年月日

したと認められるので、お忙しいところ恐縮ですが、調査して、別紙回答

用紙より、返信くださるようお願いいたします。

記

フリガナ名		生
身障手帳	第 号	交付
障 害 名		種 級
不 本 籍 地		
旧 住 所		
新 住 所		
本人が15歳未満 の場合保護者氏名		本人との 生 続 柄
		担当

